

主要農作物の種子の安定供給・品質確保に関する意見書

主要農作物種子法（以下「種子法」という。）は、戦後の食糧増産の要請に対応するため、稲、麦類及び大豆の優良な種子について、都道府県が生産及び普及することを目的に、昭和 27 年に制定されたものであるが、種子生産者の技術水準の向上等により種子の品質が安定してきていることから、制度の必要性が低下している状況にあることや、民間事業者が参入しにくい状況にあること等を理由に、廃止法案の可決により、本年 4 月に廃止された。

廃止法案の可決に当たり、附帯決議がなされ、種子法が主要農作物の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、関係法令の運用による主要農作物の優良な種子の流通確保、引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、民間事業者の参入しやすい環境の整備、特定の事業者が種子を独占することによる弊害の防止等について、万全を期すべきとされた。

これを受け、政府は、種子の品質は農産物検査等により担保するとともに、都道府県への地方交付税を今後も確保するなどの対策を講じるとしている。

政府には、主要農作物の種子の安定供給・品質確保を図るため、種子法廃止に係る附帯決議事項を確実に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年（2018 年）6 月 4 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣

（提出者）全議員